

災害時における物資供給に関する協定書（案）

姫路市（以下「甲」という。）とプラス株式会社 ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（物資の要請等）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給の協力を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、別表1に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、対応可能な限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡する。

（物資の引取り）

第6条 物資の引取り日時及び場所は、甲乙の協議で決定し、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金等の負担）

第8条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別表2「連絡体制表」のとおりとする。

(代金等の請求及び支払)

第10条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、納品書及び請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

(連携事業)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換や甲が実施する防災訓練への参加等に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上、決定する。

以上この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和7年10月16日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント 北川 一也

別表1 （第3条関係）

災害時における供給物資

種 類	物資名
衣類	下着、タイツ、靴下、タオル、ハンカチ、スリッパ、部屋着、防寒 着、靴 他
飲食用品	カセットガス、カセットコンロ、紙コップ、紙皿、割り箸、フォーク、スプーン、調理具、やかん、ラップ、アルミホイル、台所洗剤、包丁 他
衛生用品	おむつ（乳幼児用）、おむつ（大人用）、尿漏れパッド、ティッシュ、ウェットティッシュ、生理用品、マスク、消毒液、ガーゼ、綿棒、清浄綿、ビニール手袋、包帯、絆創膏、冷感シート 他
口腔ケア用品	歯ブラシ、電動歯ブラシ、歯みがき粉、子ども用歯ブラシ、子ども用歯みがき粉、歯みがきシート、フロス、うがい薬、入れ歯洗浄剤 他
入浴用品	ボディソープ、シャンプー、コンディショナー、ドライシャンプー、洗顔料、体ふきシート、バスタオル、洗面用具、バスマット、シャワーチェア 他
家電製品	電気ポット、延長コード、電気ストーブ、扇風機、テレビ、ドライヤー、乾電池、ランタン、懐中電灯、携帯用充電ケーブル、洗濯機 他
上記以外の 生活用品	耳かき、ヘアブラシ、ひげ剃り、コンタクト液、保湿クリーム、カイロ、蚊取線香、殺虫剤、トイレットペーパー、清掃用具、洗濯用洗剤、雨具 他
食料品	アルファ米、おかゆ、パン、飲料、ベビーフード、育児用ミルク、嗜好品 他
寝具	タオルケット、毛布、枕、寝袋 他
その他	文房具（筆記具、テープ類等）、作業用具（作業着、安全靴、軍手、投光器等）、防犯ブザー、物干し竿 他